

現代個人アーカイブズの整理・ 公開方法に関する一試論

——平塚らいてう関係資料の場合

堀内 暢行

はじめに

- 1 問題の整理
 - 2 「らいてう資料」の整理
 - 3 デジタルアーカイブを用いた公開
- おわりに

はじめに

本稿の目的は、大原社会問題研究所が所蔵する「平塚らいてう関係資料」（以下、「らいてう資料」）の整理と公開を事例として、現代個人アーカイブズを取り巻く環境とその諸問題をどのように解決できるのかということについて考察することにある。筆者は本資料の整理作業に従事し、公開方法についても携わった。これらの作業のなかで、筆者が採った問題への対応方法をここで開陳し、アーカイブズ関係者の意見を請い、将来的にアーカイブズ整理のルール作りを目指すこととしたい。

事例とする本資料群は、女性解放運動や作家として戦前・戦後の日本社会に強い影響力を持った平塚らいてうとその家族である奥村家が旧蔵していたものである。このように書くと、一見、通例の個人アーカイブズ、または家文書のように認識されるかもしれないが、実際は整理作業を進める上で通例どおりとはいかず、様々な問題が生じた。その最大の要因はその移管までの経緯にある。

米田佐代子「特定非営利活動法人平塚らいてうの会」元会長は、同会が刊行する紀要に資料群が大原社会問題研究所へ寄贈するまでの経緯について記している⁽¹⁾。それによれば、「らいてう資料」は、らいてうの自伝編纂に携わり、らいてう研究者としても知られる小林登美枝が生前、自伝編纂のためにらいてうおよび奥村家から関連資料を預かり所蔵していた。2004年に小林氏遺族より同

(1) 米田佐代子「大原社研へ寄贈する「らいてうの資料」の概要」（『平塚らいてうの会紀要』第14号、2022年）。なお、米田氏は資料寄贈時、同会会長であった。また、法政大学大原社会問題研究所『ワーキング・ペーパー No.60 平塚らいてう関係資料目録』（2024年3月）の解題に、今回寄贈された資料以外のものを同会が現在も所蔵していると記したが、これは筆者の思い違いであり、ここで訂正し、お詫び申し上げる。

会がそれらを受け入れ、会で資料整理を開始した。その際、中性紙封筒による保存処置をしつつ、内容を解読し、それをカード化した上で仮分類を行った。その上で、手帳や書簡、手書きメモ、印刷物などの形態毎に分類したとのことであった⁽²⁾。またその詳細は不明なものの、小林は借り受けた資料の一部をらいてうとゆかりのある日本女子大学に寄贈したが、同大学から返還されたという。また、奥村直史より「らいてうの会保存の資料と奥村家保存の資料は、本来一体のものとしてらいてうが保存していたものであり、自伝や著作集編集のために小林さんがご自宅に運ばれたものかららいてうの会に、それ以外のものが日本女子大から奥村家に返却されたといういきさつがあるので、両者を一体のものとして大原社研に一括寄贈したい」ということであった。

米田による資料群の来歴は、寄贈を受けた我々には把握することが出来ないものであり、整理作業において貴重な情報となっただけではなく、資料群の真正性を示すためにも欠かせない項目であることから、資料群を後世に残すためにも重要であった。

一方で、このような経過をたどった資料群を整理・公開するためには、克服しなければならない課題を包含していることを認識しなければならなかった。その点について、確認することから本論を始めることとする。

1 問題の整理

米田による来歴の紹介をまとめると次のようになる。第一に、資料群はいくつかの段階を経て分散・集約されたものであるという点である。

そもそも、資料群を受け入れる直前の所蔵者（組織）を出所とし、それを一つの単位 = *fonds*（フォンまたはフォonz、日本ではフォンド）というが、その定義について「あらゆる組織や家族、そして個人の機能（活動）に基づき有機的に蓄積された全記録」とされる⁽³⁾。そして、フォンドの性質を維持する（*Respect des fonds*：フォンド尊重）ことは、資料群を取り扱うアーキビストにとって厳守すべき原則となっている⁽⁴⁾。当概念について橋本陽は、二つの見方があるとし、「フォンド尊重が出所尊重と原秩序尊重から構成される」、または「出所尊重を上位とし、フォンド尊重と原秩序尊重をその構成要素とするもの」と説明した上で、「どちらの見方も、原則に従うことは、記録の作成と保管に関する状況を理解するのに必須となるコンテキストを守ることにつながると考える点では同じである」とした⁽⁵⁾。出所尊重とは、フォンドを別のフォンドと完全に区別して扱う原則であり⁽⁶⁾、原秩序尊重とは「記録の作成者によって蓄積された記録の構成と配列」を維持する

(2) 同上、29-30頁。

(3) “fonds”, The Society of American Archivists, A Glossary of Archival and Records Terminology. (<https://dictionary.archivists.org/entry/fonds.html>). (2024年11月10日アクセス, 以下同。)

(4) 橋本陽「アーカイブズ学における基礎概念の再検討——フォンド尊重」(『記録と史料』第34号, 2024年3月) 2頁。

(5) 同上。

(6) Tom Nesmith, “Principle of Provenance”, Luciana Duranti and Patricia C. Franks, eds., *Encyclopedia of Archival Science*, Rowman & Littlefield (Lanham), 2015, pp.284-288.

原則である⁽⁷⁾。

以上の原則に本資料の来歴を照らし合わせると、フォンド尊重を遵守できないことがわかる。出所は平塚らいてうの会であり、それまでの経緯から、らいてう・小林・奥村家といくつかのフォンドをまたがっているからである。完全に三者を区分することができればよいが、後述するが資料の作成者がらいてうなのか、小林なのかを区分することは極めて困難であった。様々な用途で使用され、また、会によって整理されたことにより、原秩序が崩壊していることからそれをもって確認することができなかったからである。これは、第二の問題に通ずる。

受け入れまでの経緯からわかるように、らいてうが所蔵している時点での秩序は崩れ、小林が収集した状況も、会の整理によって不明である。奥村家資料においては、一部が確認できるが、これも奥村家・らいてうがそれぞれ所蔵していた資料の範囲は不明である。そもそも、同一のフォンドであったという理由から同時に寄贈するにいたった旨を米田が記していることを含めると、区分しようという考え自体が不相当だともいえる。これが、第二の点となる。

第一・二の点をまとめると、本資料群は、平塚らいてう・小林登美枝・奥村家の三つのフォンドが混合したもの、または、らいてうと奥村家、そして小林の二つのフォンドなのかもしれないが、少なくとも、同一出所のものではなく、フォンド尊重等の原則に合致しない資料群であった。

では、本資料群はアーカイブズ学においてどのような位置づけにあるのであろうか。*Encyclopedia of Archival Science*にある「個人文書 (“Personal Archives)”」の項を確認すると、次のような説明があった。いわく、「パーソナル・アーカイブ／パーソナル・レコードは、個人または家族関係を出所とする文書で構成される」⁽⁸⁾。小林収集資料が含まれているものの、小林が借り受け、さらに資料収集したのは、あくまでらいてうの自伝編纂やらいてう研究にほかならず、小林自身の個人資料が混在しているわけではない。そして、その基本的出所はらいてうまたは奥村家である。よって、本資料群は、これに該当するといえる。また、同項を執筆したホブbs (Catherine Hobbs) によれば、「パーソナル・レコードという用語は、個人や家族が記録を作成する機能とそれらの文書の記録としての性質を強調するものである」と説明している⁽⁹⁾ ことから、本資料群を「コレクション」とせず、「平塚らいてう関係資料」とした。

とはいえ、原秩序や出所の把握などの問題は、解決できない。この点について、安藤正人による主張は示唆に富んでいる。安藤は国際アーカイブズ評議会 (International Council on Archives : ICA) による「原秩序尊重の原則 (principle of respect for original order)」を引用した上で、日本語の「原」が持つ意味により、本来の原則定義と混同させると指摘し、安藤が定義したいところは「ある特定の記録が他の記録とどのように関係づけられて発生せしめられ、機能したかが、発生母体が設定した記録位置関係 (配列方式や保管場所) の中に明確に示されている場合、その位置関係が原秩序であるとし、「もともと何の原則もなく、無秩序に記録を配列・保管する場合 (いわば「原・無秩序」) も可能性としてありうる」とした。さらに「(原秩序尊重の原則の) 目的は記録史料群の体系的構造の解明にあるのであって、オリジナルな「原状」復元ということが第一の目的

(7) “original order”, 同, 注3。

(8) Catherine Hobbs, “Personal Archives”, 前掲, *Encyclopedia of Archival Science*, p.266.

(9) 同上。

なのではない」と付言している⁽¹⁰⁾。そもそも、資料群の作成者が何の原則もないまま、資料を蓄積する場合もあり、原秩序尊重の本義は「体系的構造の解明にある」のであって、「記録位置関係」を再構成することではない、という安藤の説明・定義を、先述した問題点に照合すると、本資料群を受け入れた状態で整理作業に入っても差し支えないということとなる。

以上、安藤の主張に則り、最終所蔵者であるらいてうの会による一次的整理が施されている資料群を、受け入れた大原社会問題研究所によって再目録化するというのではなく、資料群の構造分析とそれに則したアーカイバル・記述、そして資料保存を中心に整理作業を進めることとした。

2 「らいてう資料」の整理

資料整理従事者は、受け入れた資料群が持つ真正性、証拠能力を担保するために、資料群の整理において資料群が作成され使用されたコンテキストを記録することが求められる⁽¹¹⁾。換言すると、資料整理従事者は、資料群が持つ体系的秩序ないしは内的構造を理解し、それを目録編成という形で表現することが必要となる⁽¹²⁾。つまり、資料群にある資料一点ごとを機械的に記述（目録搭載）するのではなく、資料群が持つコンテキストを単位として階層構造として理解し、それを記述し表現することが重要なのである⁽¹³⁾。

とはいえ、重複するが、本資料群はすでにらいてうの会によって整理されていたこともあり、その内容を確認するまでは、構造分析などの編成作業をすることはできない。よって、その確認作業から整理作業を始めることとした。

受け入れ時の整理状況は、資料一点ごとに中性紙封筒に封入された上で、資料番号・資料名・作成年月日・備考など、通例の資料目録項目が設定された Excel ファイルで作成されていた。また、整理時に整理担当者が気づいた点などが封筒に記されており、丁寧に作業が進められていた。

確認作業は、上記の目録搭載項目に記述された内容と、本体の照合作業を中心に行った。その上で、次の点について注意した。第一に、原本複写資料の廃棄である。資料群のなかに、資料原本があるのにもかかわらず、それを複写したものが独立して目録搭載されていた。おそらく、自伝編纂作業等の際に小林が作業用に複写したものであると思われるが、特にメモ書き等が確認されたわけではなかったため、作業、閲覽時の混乱を避けるため、廃棄することとした⁽¹⁴⁾。

第二に、一点資料として整理されていた資料が複数に区分できる内容のものについては、枝番号

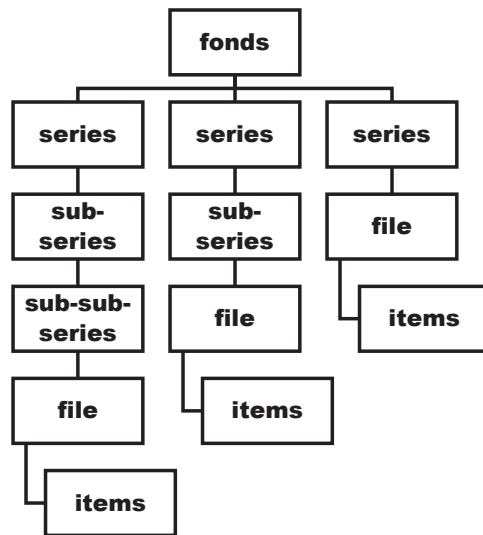
(10) 安藤正人『記録史科学と現代——アーカイブズの科学をめざして』（吉川弘文館，2001年）118-120頁。

(11) Ciaran Trace, "Archival Arrangement", 前掲, *Encyclopedia of Archival Science*, p. 21.

(12) 前掲, 安藤正人『記録史科学と現代』, 27頁。

(13) 日本国内では、整理対象となる資料群を前に、整理従事者が資料一点ごとに記述する方法を採る機関が多い。この方法に対して、海外のアーカイブズでは懐疑的である。費やした手間や時間に対して得られる情報が少ないことが要因にあげられている。そして、どのレベルまで目録化するのかということについて、明確な基準を定めており、一律に同様の作業を行うことはない。この点、今後の作業方針について考慮しなければならない点である。例えば, Schmitz, D., Seltzer, S., Spring, K., Uglean Jackson, L., & Eagle Yun, A. (2011) *Accessioning Manual for Archival and Manuscript Collections* (University of California, Irvine, Special Collections & Archives), UC Irvine: Libraries., <https://escholarship.org/uc/item/0f29v7p5>, pp. 12-13.

(14) 廃棄としたものの、現状は「廃棄対象」として選別し、保存している。



【図 1】資料群の編成階層

を付記し、区分けした。複数枚をまとめてアイテムとしているメモ書きなどのなかには、詳細が不明な紙片のなかに、草稿と読み取れるアイテムなどが確認でき、確実なものについて上記のように対応した。枝番号を付すことの必要性を考えたが、元の状態が不明であるが故、採用しなかった。

以上の作業を行った結果、本資料群は 2,099 点となり、その形態は、紙（草稿・原稿・メモ紙片）・冊（日記・手帳・ノート）・刊行物（クリッピング）・写真・音声（磁気テープ等）となっていることが確認できた。

なお、目録と資料との照合確認作業である。重複するが、会の整理作業を尊重し、それを加筆修正したにすぎないことを付しておく⁽¹⁵⁾。

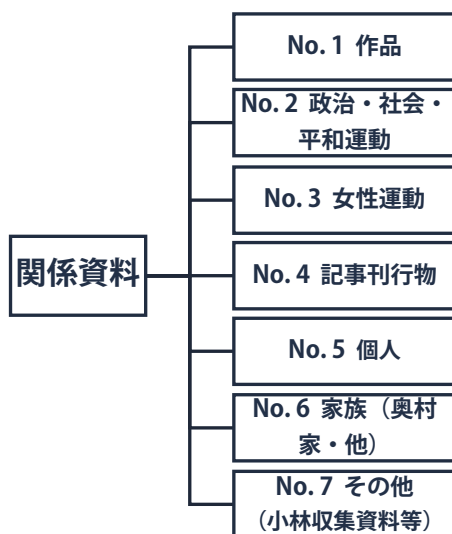
確認作業を終えて目録の編成に入るが、前記した階層構造について、図を用いて改めて確認することとしたい。

図 1 は、フォンド内の階層構造を表したものである。組織アーカイブズの場合、フォンド内部において、共通の出所に Sub-fonds を設定することがあるが、本資料群の場合は個人アーカイブズであることからその部分は捨象した。もちろん、前記したとおり本資料群を構成する、らいてう・小林・奥村家の三点が完全に区分できるのであればフォンド尊重の観点から、それを Sub-fonds に当てはめる場合もある。

次に、Series, Sub-series といった項目は、原秩序尊重を基に構成されるが⁽¹⁶⁾、本資料群はその点は無秩序なことから、安藤の体系的構造の理解をはかることにならない、本資料群の内容を分析・確認すると、Series として、No. 1 作品、No. 2 政治・社会・平和運動、No. 3 女性運動、No. 4 記事刊行物、No. 5 個人、No. 6 家族（奥村家・他）、No. 7 その他（小林登美枝収集資料等）に区分

(15) 照合作業は、筆者と井上直子（大原社会問題研究所兼任研究員）の二人で行ったものであるが、その方針等は筆者が決定したものが多く、責任は筆者にあることを付記しておく。

(16) 同、注 11。



【図2】 らいてう資料 Series 段階までの階層

することができた（図2）。それぞれの Series には、Sub-series を複数設定した⁽¹⁷⁾。例えば、「Series No. 1 作品」には、原稿・草稿・自伝・その他、また「Series No. 6 家族」には、書簡・ノート等・作品関係・その他といった項である。一部曖昧模糊とした項目名となり、ユーザーにとって利用しにくいと思われるかもしれないが、断定できない資料が多数あり、また、勝手に断定することによって、ユーザーの理解に不利益を及ぼすことを避けることを優先した。

整理作業において、編成作業まで進め、次の作業として目録以外のアーカイブズ記述が必要であり、そしてその標準化作業がある。

作成した目録は情報検索を行う上で重要なデータであることはここで説明する必要がないであろう。インターネット上にデータベースがおかれ、ユーザーが自由にアクセスし、検索する上で、データの標準化、特に国際標準化し、資料所蔵機関同士で相互にデータ共有または交換することは、ユーザーだけに限らず、機関としても重要となる。例えば、資料所蔵機関が運営できない状況になった際に、目録データが標準化されていることで、移管される第三者機関で迅速かつ簡便に対応することができる。

そして、アーカイブズ記述について ICA は「アーカイブズ記述の目的は、そのアクセス容易性を促進するため、アーカイブズ資料のコンテキストと内容を識別し、説明することである」とし、自身が策定した「国際標準アーカイブズ記述（International Standard Archival Description (General) : ISAD (G)）」に準拠することで、資料群の信頼性を高め、真正性を持たせつつ、「アクセス可能な記述的な記録を、時間を超えて引き継ぐために、知的なコントロールを確立すること

(17) 詳細は、拙著「解題」、前掲『ワーキング・ペーパー No.60 平塚らいてう関係資料目録』（2024年3月）を参照のこと。

ができる」としている⁽¹⁸⁾。つまり、ISAD (G) に準拠したアーカイブズ記述を行うことで、資料群の真正性等の将来的担保、そしてデータの国際標準化をはかることができるということである。よって、資料群の解題は、ISAD (G) のフォーマットにのっとって記述した⁽¹⁹⁾。

3 デジタルアーカイブを用いた公開

整理を終えた資料群のユーザーへの公開は、大原社会問題研究所にて原本を直接閲覧する方法に加え、資料撮影したデータを用いたデジタルアーカイブ (DA) を利用することとした。これは、本資料整理作業とその研究において日本私立学校振興・共催事業団より学術研究振興資金を獲得した際の計画申請時より計画していたものであった⁽²⁰⁾。

「デジタルアーカイブ」という用語について、タイマー (Kate Theimer) が述べるように「ポーンデジタルおよびデジタル資料の両方のコレクションを指す」が、近年では様々なソースからデジタル資料を集積したコレクションを指す場合もあり、その定義は曖昧となっている⁽²¹⁾。よって、本資料群を単にデジタル化し、それを Web サイトに掲載し、ユーザーに提供することで DA として成立していることを意味する。実際、DA という用語は、国内で耳にするようになって久しいが、その多くは Web 上でデジタルコンテンツを公開しているものを指す場合が多いように思われる。

一方で、単にデジタルデータを Web サイトにアップロードすることで、DA を構築したとする歴史資料を保存・公開している機関は少ないであろう。第一に、先述したように、アーカイブズ記述の国際標準化が必須となっており、これに対応することが求められるからである。DA は独立したアーカイブズにおける機能ではなく、出納業務の一つの方法であると考えれば、理解しやすいであろう。しかしながら、国内で販売されている専用のアプリケーションを選択する場合、アーカイブズ学の標準である ISAD (G) などに対応しているものは管見の限りみあたらない。よって、整理時に DA 構築方法などについて、研究チームと協議を行ったが、その際、DA アプリケーションの選定において大きな問題となった。

そこで、筆者が提案したのが、カナダにある Artefactual System 社が、オープンソースソフトウェア (Open Source Software : OSS) として開発・公開している DA アプリケーション、*Access to Memory* (AtoM) である⁽²²⁾。AtoM は、2003 年、ICA の情報技術委員会が OSS アーカイブズ資源情報システム (Open Source Archival Resource Information System : OSARIS) の機能要件について報告書を公表したことに起因する。2005 年、UNESCO からの助成金を得たことから具体的

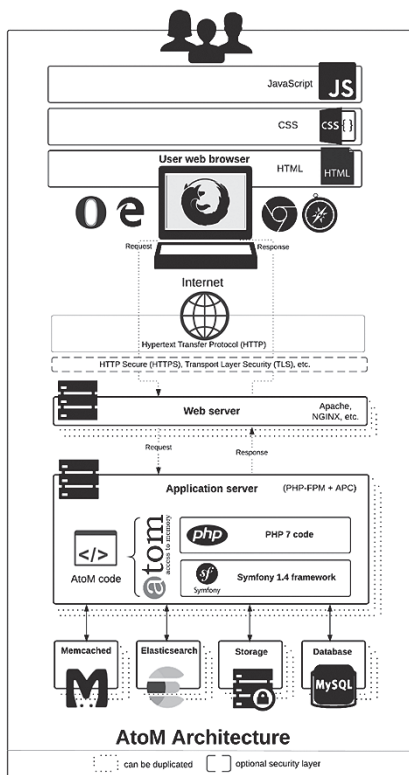
(18) ICA, 「ISAD (G) : 国際標準アーカイブズ記述」(邦訳 国立公文書館, 2000 年), 7 頁。https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/ISAD (G) 2nd.pdf

(19) 同, 注 17。

(20) 研究代表者: 榎一江 (法政大学大原社会問題研究所所長) 「日本資本主義と女性の社会的環境に関する総合的研究——「平塚らいてう資料」のデジタルアーカイブ構築を中心に」(2023 ~ 2024 年度日本私立学校振興・共催事業団学術振興資金)。

(21) Kate Theimer, "Digital Archive", 前掲, *Encyclopedia of Archival Science*, pp. 157-159.

(22) 詳細は、Artefactual System 社の Web サイトを確認のこと。https://www.accesstomemory.org/en/



【図3】 AtoM のアーキテクチャ図 ⁽²⁴⁾

に開発が始まり、2008年にICA-AtoM1.0がベータ版としてリリースされた⁽²³⁾。本稿を執筆している現在、Artefactual System社によってAtoMはVer. 2.8がリリースされている。

それでは、何故、AtoMなのか。第一にOSSであることが重要である。予算を最小限に圧縮することが可能となり、PCの技術があれば、改編も可能なことがOSSのメリットである。図3は、AtoMのアーキテクチャ図だが、どれも、民生品で利用されるOSSアプリケーションでシステムが構築されており、OSSに忌避感を持つ人が多いなかで、問題のないシステム構成となっている。また、Webベースで使用することができる仕様となっており、通常使用しているWebブラウザで操作・利用できることも大きな利点となっている。

第二に、アーカイブズに関する各国際標準に準拠している点があげられる。AtoMは、ISAD (G)をはじめ、団体、個人及び家に関するアーカイブズ典拠レコード記述の国際標準 (ISAAR (CPF)) などのICA標準の他、カナダやアメリカの記述標準にも準拠し、メタデータの共通語彙である *Dublin Core* 等にも対応している。

第三に、アーカイブズ資料の階層構造を表示できるようになっていることも、アーカイブズ機関、ユーザーにとって重要である。

その他、複数機関の記述情報の共有など様々なメリットを携えているのがAtoMである。

しかしながらデメリットもある。導入した機関は、基本的に自分たちで運用していく必要がある点である。PCの技術が無いとなかなか困難である。とはいえ、民生品も恒久性はなく、販売業者が撤退した場合、別の業者を再選定することとなり、また、データの標準化がなされていないことが多く、ゼロからデータを構築する必要がある。それらを考慮した上で、本資料群をAtoMにて公開運用することとなった。

AtoMを導入するためには、Artefactual System社が示すルールに則ったフォーマットに目録データを変形した上に、アップロードしたい資料写真データを準備する必要がある。前者は、前記したとおりISAD (G)に準拠した目録データを作成したことによって、簡便に作成することができた。一方で、資料群のデジタイズは業者に委託した。総撮影コマ数は34,322点となった。撮影

(23) 学習院大学『国立近現代建築資料館において採用すべき情報システムの比較検討業務報告書』（文化庁国立近現代建築資料館、2018年3月）33-36頁。

(24) 該当図はArtefactual System社Webサイトから引用。<https://www.accesstomemory.org/en/docs/2.5/user-manual/overview/intro/>

データに加え、保存データ (tif フォーマット)・利用データ (300dpi) のそれぞれ二つのフォーマットを保存している。

上記二つの準備が整い、バーチャル・マシンでのインストールとアップロードのテストを終えたものの、超えなければならない問題があった。サーバーの確保である。本プロジェクトを進める大原社会問題研究所が所属する法政大学をはじめ、多くの大学研究機関では、機関内に自由にサーバーを確保することは難しい。セキュリティ上の問題や、機関もまた外部サーバーをレンタルし、サーバーの運用も外部委託している場合が多いからであろう。結果的に現状においても、サーバー確保の見通しは立たず、当分の間、PCにて AtoM を運用していくこととなっている。

また、全面公開に向けて解決しなければならない問題として、資料公開の諸権利問題があげられる。本資料群は、らいてうという執筆活動を行った人物の資料群である。よって、らいてうが寄稿した雑誌等の記事は、雑誌発行者が著作権を保有していることから、AtoM を用いて Web サイトに全面的に公開した場合、二次使用として著作権法に抵触する。各記事の出典を確認し、二次使用権の許諾を得る必要がある。次に、書簡公開にも法的に問題がある。筆者も歴史研究に携わっていることから、この点について意識が希薄であるが、早川和宏によれば、私信や日記、写真のような「私生活に係る情報」は「プライバシーを侵害するような形で収集アーカイブズを利用に供することは、許されない」とし、「一般的には、個別の請求に応じて閲覧させ、写しを交付する場合より、ウェブサイトアップする場合の方が、プライバシー侵害とされる可能性が高くなる」と指摘している⁽²⁵⁾。この指摘は、法的な問題であり、協議して解決できる問題ではない。内容について協議し、公開基準を作成したところで、プライバシーの侵害であることを主張された際には反論できないであろう。たとえ本資料群を寄贈していただいた奥村家の全面的な許諾を得ていても同様である。この問題は、歴史資料を扱う人文学研究者にとって重要な問題である。法学者も含め、資料の公開・利用において議論していく必要がある。そして、その議論を見守りながら DA を用いた公開の準備をする必要があるだろう。

おわりに

これまで、現代個人アーカイブズの諸問題について、「らいてう資料」の受け入れから整理、公開までの経過のなかで、提示し対応方法を記してきた。ここでは「現代」としたものの、他の時代においても同じような問題を抱えている機関もあると推察される。また、DA の構築など、現代的トレンドとなっているデジタイズの問題だけでも同意してくれるアーカイブズ関係者は多いのではなかろうか。筆者自身、葉害アーカイブズをはじめ、研究者アーカイブズ、研究機関アーカイブズ、企業アーカイブズなど、近年いろいろなところで整理・公開の仕事に携わってきた。その多くで、本稿で提示した問題のいくつかを共有している。サーバー確保の問題や、ヒューマンリソース、予算問題など、国内のアーカイブズを運営するための環境は、厳しい状況にある。その上で、

(25) 早川和宏「民間（収集）アーカイブズの保存活用を巡る法的課題——その利用を中心に」（『国文学研究資料館紀要（アーカイブズ研究篇）』第13号（通巻第48号）、2017年3月）75頁。

デジタルの潮流に乗るための新たな研究活動も必要とされる。

本稿においては、そのなかでも今後増えていくであろう、収集アーカイブズにおける「無秩序」な状況にあるアーカイブズにどのように対応すべきなのか、その試論を提示した。アーカイブズ学において重要な理念である原秩序が確認できず、出所の把握も困難な本資料群はユニークな存在なのかといえ、そうではない。筆者が整理作業に携わっている資料群においても同様の状況にある⁽²⁶⁾。よって、ここでの対応と試みを公開することにより、上記の問題解釈を含め、意見・議論を請いたい。

（ほりうち・のぶゆき 法政大学大原社会問題研究所リサーチ・アシスタント）

(26) 現在、国文学研究資料館で整理中の「JA 資料」（仮）群は全国協同組合図書センター（<https://shiryo-center.opac.jp/opac/Notice/detail/3>）が閉館することに伴い受け入れたものである。それら資料群もまた、資料提供を受けた同センター内で一部整理されたものであり、また、同センターに提供する以前にも整理されていたことが確認できる。しかしながら、整理の方法や範囲については把握することができず、「らいてう資料」と同様の状況にあるといえる。詳細は、目録の刊行等を待って確認していただきたい。